

# 論点資料:「JPDドメイン名諮問委員会 規則」に関する議論

2018年5月9日(水)  
JPDメイン名諮問委員会事務局

## 目次

1. 論点(1) 委員会の開催時期及び「定例」と「臨時」の区分け
2. 論点(2) テレビ会議や電話会議による委員会への出席
3. 論点(3) 書面または電磁的方法(電子メール)による議決
4. 論点(4) 委員長等の選任を行う委員会の開催時期
5. その他

**論点(1)****委員会の開催時期及び「定例」と「臨時」の区分け**

課題
より多くの委員が出席可能な日程とすることを最優先とし、2月と8月の開催を考慮しつつも、それに固執せず、開催日程を決めている。 また、「定例委員会」と「臨時委員会」の区分けをせず、開催を重ねてきている。

該当条項	規定内容
第9条 (開催)	本委員会は、毎年2回、2月と8月に定例委員会を開催する。 また、必要に応じて臨時委員会を開催できる。

**論点(1)****第60回委員会での議論**

- 諮問委員の任期は4月1日から翌々年3月31日までである。当委員会設立時は、次の任期の委員任命のスケジュールに鑑みた結果、開催時期を2月と8月に設定したと推測される。
- これまでの開催実績を踏まえると、2月と8月の開催に固執する特段の事由は今のところないと思われる。
- 実態に合わせた形に規則を修正することが望ましい。

**論点(1)****議論を受けた案**

- 実態に合わせ、以下の形に規則を修正する方針で答申骨子を作成する。
  - 2月と8月の開催に固執せず、委員が出席可能な日程で年2回以上開催する。
  - 「定例委員会」と「臨時委員会」の区分けはしない。

memo

**論点(2)****テレビ会議や電話会議による委員会への出席****課題**

テレビ会議システムや電話会議システム等による、委員会への出席に関しては、現行の「JPDメイン名諮問委員会規則」には、一切規定がない形である。

該当条項	規定内容
なし	なし

**論点(2)****第60回委員会での議論**

- テレビ会議システムや電話会議システム等を導入した会議の例は、一般的によく見られる。
- 今後、東京近郊以外を活動拠点とする方や出張が多い方に委員就任を要請する可能性も考慮すると、導入することで多様な方に委員に就任いただきやすい環境になる。
- 一方で、「対面での議論」に勝るものはないという考え方もある。委員が対面で議論できる日程を調整した上で、やむを得ない場合はテレビ会議システムや電話会議システム等を利用することも考えられる。

## 論点(2)

## 議論を受けた案(1/2)

- テレビ会議システム等を導入しない場合
    - 従来通り「対面での議論」を行うことになる。
    - 現行の規則は変更しない。
  - テレビ会議システム等を導入する場合
    - より多様な方に委員に就任いただきやすくなり、また、今よりも委員会に出席しやすくなる。
- ★検討事項1:委員のテレビ会議システム等による出席の扱い
- テレビ会議システム等による出席を、会場への出席と同等なものとして規定するか。それとも、会場への出席を原則として、テレビ会議システム等による出席は例外的に認めるか。
  - 規則にどのように規定するか。
- ★検討事項2:「代理出席」への導入
- ★検討事項3:「委員以外の諮問委員会への出席」への導入

## 論点(2)

## 議論を受けた案(2/2)

- 参考:現行規則の関連条項

条項	規定内容
第11条 (代理出席)	1.委員は、委員長の許可を受けて委員以外の者を本委員会に代理出席させることができる。この場合、委員は、予め代理出席者の指名等を委員長に通知しなければならない。 2.前項により許可を受けた代理出席者は、本委員会において委員と同一の権限を有する。
第12条 (委員以外の諮問委員会への出席)	1.委員長は、委員以外の者を本委員会に出席させ、意見を聴取することができる。ただし、この者は議決に加わることはできない。 2.当社は、当社の指名する者を本委員会に出席させ、諮問事項等について説明し当社の意見を述べるることができる。ただし、この者は議決に加わることはできない。
第13条 (定足数および議決方法)	1.本委員会は、委員の過半数の出席により議事を行う。 2.本委員会の議決は、出席委員の過半数をもってこれをなす。ただし、出席委員の過半数の賛成がある場合には、出席委員の全員一致または3分の2以上をもってこれをなすものとする。

**論点(3)****書面または電磁的方法(電子メール)による議決****課題**

委員会に出席して議決をする以外の方法、具体的には、書面または電磁的方法(電子メール)による議決については、一切規定がない形である。

該当条項	規定内容
第13条 (定足数および議決方法)	なし

**論点(3)****第60回委員会での議論**

- 電子メールによる議決を組織等の規則に定めた例は、よく見られる。
- 本委員会の会議は「公開して行う」となっており、書面または電磁的方法による議決を規定した場合、次の懸念がある。
  - 公開範囲及び手続きの方法をどのようにするか
  - セキュリティへの配慮(本人認証の方法)
- これまで本委員会で答申書等の最終的な文言のとりまとめを行う際、進め方を合意した上で、委員長の指示の下、事務局から各委員に個別に確認をしている。この扱いについて整理が必要。

## 論点(3)

## 議論を受けた案(1/2)

- 電子メール等による議決を導入しない場合
  - 委員会の方針決定は委員会の会議の際のみとなる。(ただし、テレビ会議システム等を導入することで、今よりも委員会に出席しやすくなる可能性がある。)
  - 現行の規則は変更しない。
- 電子メール等による議決を導入する場合(1/2)
  - 委員会の方針について、より機動的な決定が可能となる。
  - ★ 検討事項1:「公開の原則」とのバランス
    - 書面または電磁的方法による議決をどの範囲まで公開すればよいか(結論のみでよいか、実際の書面や電子メールを全て公開すべきか)
  - ★ 検討事項2: 本人認証への適切なコストのかけ方

## 論点(3)

## 議論を受けた案(2/2)

- 電子メール等による議決を導入する場合(2/2)
  - ★ 検討事項3: 規則への規定
    - 電子メール等による議決を独立した会議とみなすか。それとも、直近の委員会の一部とみなすか。
    - 議決の公開方法、本人認証の方法等、何を規定すればよいか
- 参考: 現行規則の関連条項

条項	規定内容
第14条 (会議の公開)	1. 会議は、公開して行うものとする。
第15条 (議事録等の公開)	1. 本委員会の議事については議事録および議事録要旨を作成する。 2. 議事録等は、当社所定の方法で公開する。

**論点(3)****参考:これまでの委員会での  
電子メール利用の流れ**

1. 委員会で議論が行われ、方針が決まる
2. 答申書等の文言を委員会後に電子メールで確認する場合、委員会でその旨が合意される
3. 電子メール等を用いて、委員長の指示の下、事務局が各委員に対し答申書等の文言の確認を実施する
4. 全委員とのやり取りの後、答申書等に全委員が合意する
5. 次回委員会で一連の経緯が報告される

memo



## 論点(4)

### 委員長等の選任を行う委員会の開催時期

#### 課題

現在の規則は、委員長・副委員長を選任する委員会の開催について、期中に新たに委嘱される委員がいることへの考慮が十分でなく、委員の任期開始後最初の委員会だけでなく、期中に委員の委嘱があった最初の委員会も含まれるように解釈できる内容となっている。

該当条項	規定内容
第7条 (委員長・副委員長)	2. 委員長および副委員長は、委員の委嘱があった最初の委員会または委員長もしくは副委員長が欠けたときに選任する。

## 論点(4)

### 第60回委員会での議論

- 本委員会設立時は、委員の委嘱が任期(2年)毎に行われることのみを意識した上で定められたと推測される。
- 実態に合わせた形に規則を修正することが望ましい。

## 論点(4)

### 議論を受けた案

- 実態に合わせ、以下が明確となる形に規則を修正する方針で答申骨子を作成する。
  - 委員の任期開始後の最初の委員会にて委員長および副委員長を選任する。
  - ただし、委員長または副委員長が辞任した場合は、任期開始後の最初の委員会に限らず、選任する。

## その他

### 第60回委員会のその他の主な発言

- これまでの委員会の議論の中でも扱ったが、セキュリティを確保することも重要な使命と思った。設置目的の「JPDメイン名登録管理業務の公平性および中立性の維持」について、「公平性および中立性」に「安全性」を加えるのはどうか。
- これまでも諮問委員会では、安全性に関する内容も含めた様々な諮問事項について議論がなされている。
- 公平性および中立性の2つが規則で謳われている経緯も踏まえて検討してはどうか。